

平成27年度薬物乱用防止対策推進事業

1 目的

(1) 薬物乱用の未然防止（薬物に関する正しい知識の普及を徹底する。）

地域社会から薬物乱用をなくすためには、地域の一人ひとりが、「薬物を乱用しない。薬物乱用を許さない。」という気持ちを持ち、一丸となって健全な社会環境づくりを行う必要がある。地域全体として、薬物乱用「ダメ。ゼッタイ。」の共通認識を持つことにより、安心・安全な生活を営むことが可能となる。

そこで、薬物乱用が身体・社会に与える悪影響や県民一人ひとりが薬物乱用防止に取り組むことの重要性を、全ての県民の共通認識としていただくことにより、新たな乱用者・依存症者を一切ださないための普及啓発活動を行う。

(2) 薬物再乱用の防止（薬物乱用者の回復を支援する。）

薬物乱用は、家庭や社会的な問題等の複雑な背景がある場合が多く、単独の相談・指導機関では対応しきれない事例が少なくない。また、薬物依存症は、国際的にも認められている精神障害の一つであり、現在の医学では回復することはあっても完全に治癒することは非常に困難なため、一旦、乱用が始まり、依存が形成されてしまうと、慢性の病気として治療が必要となる。したがって、薬物依存症者に対して、早期に介入することにより治療・回復につなげていく必要がある。

そこで、それぞれの薬物乱用者やその家族が抱える問題に応じて、精神保健福祉、司法、教育、医療等の関係機関が連携して相談・指導を行う体制を整備することによって、薬物の再乱用防止を支援するとともに、薬物依存者・中毒者の回復・社会復帰の促進を図る。

(3) 薬物事犯の取締指導の徹底

規制薬物を乱用する行為は、犯罪であり、厳しく罰せられる。薬務課では、麻薬取締員3名を配置し、麻薬取扱者及び麻薬診療施設、向精神薬営業者等の立入調査を実施し、医療用麻薬、覚せい剤、向精神薬、大麻、指定薬物などの規制薬物に対する不適正流通・不正使用を監視指導するなど取締指導の徹底を図る。

また、薬務課・県立保健所・支所において、麻薬・向精神薬等を取り扱う医療機関や営業施設等に対して計画的に立入調査を行うことにより、不正流通・使用を防ぎ、医療用麻薬等の適正な流通・施用促進を図る。

2 事業内容

(1) 薬物乱用防止推進事業

① 麻薬・覚醒剤薬物乱用防止啓発活動

薬物の身体・精神への影響等に関する正しい知識の普及を図るための広報啓発活動を推進する。（10月1日～11月30日 麻薬・覚醒剤乱用防止運動）

② 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動の実施

期間：6月20日～7月19日

事業内容

- a 626ヤング街頭キャンペーンの実施：県内9箇所 6月最後の日曜日
- b 「ダメ。ゼッタイ。」国連支援募金の実施

③ 保護者対象薬物乱用防止教室の開催

家庭における教育機能を強化するため、中学生の保護者を対象に薬物乱用防止教室を開催する。

④ 薬物相談窓口

薬物乱用の予防啓発の観点から、薬物に関する一般的な相談に応ずる。

⑤ 啓発用ポスター等の図案募集

県内の中学生及び高校生からポスター図案を公募し、優秀作品をポスターやチラシに活用する。

⑥ 啓発用資材の貸出し

希望する者にDVD、ビデオテープ、パネル及び薬物標本の貸し出しを行う。

(2) 薬物乱用防止指導員協議会運営事業

① 薬物乱用防止指導員協議会運営事業

地区協議会を県内全域（9地区）に配置し、指導員による組織的啓発活動を展開する。

② 薬物専門講師養成事業

薬物乱用防止指導員や学校薬剤師などから、薬物専門講師を養成し、学校・家庭・地域における薬物乱用防止教育の一層の充実強化を図る。

(3) 薬物問題関連相談事業

① 薬物相談事業推進連絡会議

相談窓口を有する関係機関による相談・指導業務ネットワークを整備する。

② 家族教室・家族のつどい開催

家族に対して、薬物依存・中毒に関する正しい知識を普及するとともに、乱用者の回復を支援するための基本的、具体的な対応方法について指導する。

③ 個別相談窓口設置

薬物依存・中毒者及びその家族等に対し、継続的な個別専門指導を行う。

④ 相談専門スタッフ研修会の開催

薬物乱用・依存に関係する相談指導業務に従事する職員を対象に研修会を行い、相談スタッフの資質の向上を図る。

⑤ 再乱用防止対策事業

薬物依存症者で回復の意志がある者に対して国立精神・神経医療研究センター協力の元作成した再乱用防止プログラム「HIMARPP」を実施し、回復の手助けをする。

3 広島県における薬物乱用対策の推進体系

